

# あかしの水道

.....水を大切に.....



第5号

平成16年(2004年)2月15日発行  
編集・発行/明石市水道部  
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
TEL : (078)912-1111(代表)  
FAX : (078)911-4066  
ホームページアドレス  
<http://www.city.akashi.hyogo.jp/suidou/top.htm>

💧 平成14年度決算内容

💧 水道水の水質について



水道料金を  
改定します

## 水道料金改定のお知らせ

- 水道料金等の減免制度
- 水道料金の計算例新旧比較

**保存版**

水道料金(暫定)・下水道使用料早見表



**悪質な商法に  
ご注意を!**



最近、水道部職員を装った悪質な詐欺や訪問販売が相次いでいます。

「水道部の方からきました」や「ご近所の方、皆さんが行われています」など巧妙な手口で、浄水器を売りつけたり、水道管の清掃作業を強引に行ったりするなど、悪質な訪問販売が多発しています。

水道部が、水道管の洗浄や浄水器の購入をご家庭にお勧めすることはありません。不要な契約を迫られたり、ご不審に思われたりしたときは、はっきりとお断りください。

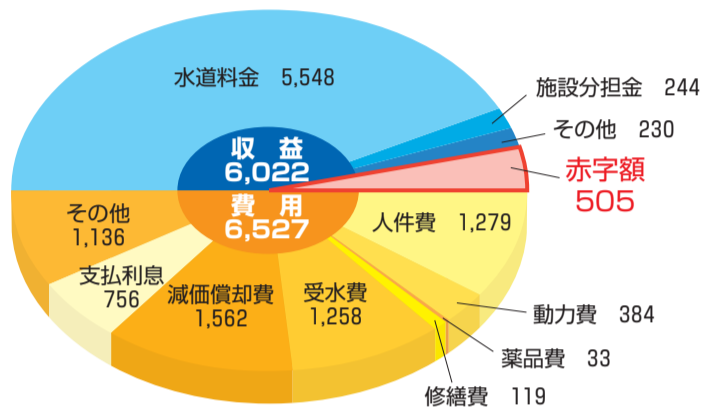
## 平成14年度決算内容

平成14年度の決算内容は、事業収益では6,022百万円で、事業費用は6,527百万円となり、差引505百万円の当年度純損失(赤字)となりました。これは、皆さまに使用していただいた年間の使用水量36,780千 $m^3$ が、前年に比べ233千 $m^3$ (0.6%)減少し、水道料金が減収したことや、費用で県水受水費、減価償却費が増加したことが主な要因です。

一方、資本的支出の建設改良費では、明石川浄水場中央監視設備の設置や、老朽管整備として、石綿セメント管や老朽铸铁管の布設替えを行いました。

### ■収益的収支

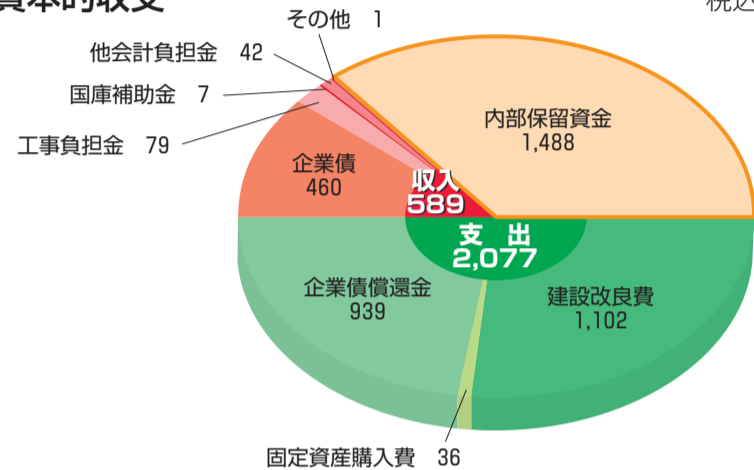
税抜(百万円)



- 水道料金** 使用者の皆さまからいただいた水道料金です。
- 施設分担金** 新しく水道をひかれたり、増径する時にメーターの口径に応じていただいているお金です。
- 人件費** 職員の給料・手当などです。
- 動力費** 浄水場など、水道施設を運転するための電力費用で、平成14年度は約3,013万kWを使用しました。
- 薬品費** 水の浄化や滅菌に使用する薬品の費用です。
- 修繕費** 浄水場の施設などを修理する費用です。
- 受水費** 県から水を購入する費用で、平成14年度は年間で約825万 $m^3$ を受水しました。
- 減価償却費** 水道施設の寿命の年数に応じて1年ずつその価値の減少分を費用化したものです。
- 支払利息** 水道施設をつくるために借りたお金の利息を支払います。
- その他** メーター等の保守管理や検針、料金計算・収納に要する委託料などです。

### ■資本的収支

税込(百万円)



- 内部保留資金** 費用のうち減価償却費のように現金の支出が伴わない分などです。
- 企業債** 水道施設をつくるために借りたお金です。
- 工事負担金** 水道本管を新たに布設する場合などにいただいたお金です。
- 国庫補助金** 水道施設をつくるために国から受けた補助のお金です。
- 他会計負担金** 消火栓を設置するための市一般会計からの負担金です。
- 建設改良費** 水道施設を建設したり、古いものを新しく整備する費用です。
- 固定資産購入費** メーターや水質検査機器などの購入費用です。
- 企業債償還金** 借り入れたお金の元金を返済する費用です。



## 水道料金を改定します

将来にわたって水道利用者である市民の皆さまに、安全で安定的な水道サービスを提供するため、今年4月から水道料金を引き上げます。

市民の皆さまには、ご負担をおかけしますが、今後とも経費の節減を図り、より効率的な事業運営とサービスの向上に努力してまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### ■主な改定内容

- 1 水道料金を平均で20.14%引き上げます。  
ただし、平成16年度に限り、暫定料金(引き上げ率10.12%)を設けています。
- 2 水道利用者の受益と負担をより適正なものとするため、次のとおり料金体系を見直しました。
  - ①口径25mm以下のメーターで2か月間の使用水量が11 $m^3$ ~20 $m^3$ の場合に従量料金を導入します。
  - ②2か月間の使用水量101 $m^3$ 以上の部分に係る従量料金単価の引き上げ率を抑制します。

※水道料金=(基本料金+従量料金)×1.05(1円未満は切り捨て)



### ■基本料金(1戸)

(税抜)

メーターの口径	現行額(円) (2か月分)	改定額(円)(2か月分)	
		H16.4.1~H17.3.31	H17.4.1~
25mm以下	1,480	1,610	1,740
40mm	6,920	7,530	8,140
50mm	14,540	15,820	17,100
75mm	27,000	29,370	31,740
100mm	42,400	46,130	49,860
150mm	90,000	97,940	105,880

### ■従量料金(1戸・1 $m^3$ につき)

(税抜)

使用水量(2か月分)	現行額(円)	改定額(円)	
		H16.4.1~H17.3.31	H17.4.1~
口径25mm以下	~10 $m^3$	0	0
	11 $m^3$ ~20 $m^3$	0	5
	21 $m^3$ ~40 $m^3$	110	124
口径40mm以上	~40 $m^3$	110	124
	41 $m^3$ ~60 $m^3$	150	170
	61 $m^3$ ~100 $m^3$	200	227
	101 $m^3$ ~	260	275

# 水道水の水質について

## ●平成14年度水質検査結果をお知らせします

水道部では、水道法で義務付けられている水質検査を定期的に行い、市内に供給する水道水が健康上安全なものか、また、日常生活で利用する上で快適なものかどうかなどを厳しくチェックしています。

市内末端給水（末端蛇口）の結果は、全検査地点においてすべての項目で基準をクリアしており、安心してご利用していただける結果となっています。

なお、水質検査結果については、インターネットホームページ「明石の水道」でもご覧になることができます。

## ●水質基準が変わります

水質基準が10年ぶりに改正され、平成16年4月から施行されることになりました。

新しい水質基準では、人の健康や生活上の利用に関係するものが「基準項目※」に設定され、その数も46から50項目に拡大されています。更に、健康への影響、水道水中での検出の可能性という観点から、水道水を管理する上で注意すべきものとして「水質管理目標設定項目」（27項目）が新たに設定されており、これまでの水質基準と比べ大幅に強化された内容になっています。

水道部では、この新基準に対応するため、新たに分析機器の整備を行うなどして、さらに充実した水質検査体制を整え、今後も安全でおいしい水の供給に努めていきます。

※「基準項目」の変更内容については水質検査結果表をご覧ください。

●水道水質に関するお問い合わせは  
**<浄水課水質検査係> TEL.078-928-6386まで**

注1) 年間の最大値・最小値がともに表記下限値未満の場合は「(数値)未満」と表示しています。  
 注2)   は新水質基準で「基準項目」から削除される項目です。

## ■平成14年度 水質検査結果（市内末端給水集計値）

分類	項目	基準値	年間平均値	年間最小値～年間最大値	新基準に追加される項目
病原生物	1 一般細菌	100集落/ml以下	0	0	・大腸菌 ・ホウ素及びその化合物 ・1,4-ジオキサン ・クロロ酢酸 ・ジクロロ酢酸 ・臭素酸 ・トリクロロ酢酸 ・ホルムアルデヒド ・アルミニウム及びその化合物 ・非イオン界面活性剤 ・ジェオスミン ・2-メチルイソボルネオール ・有機物（全有機炭素の量）
	2 大腸菌群	検出されないこと	陰性	陰性	
重金属	3 カドミウム	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	
	4 水銀	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	
	5 セレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	
	6 鉛	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	
	7 ヒ素	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	
	8 六価クロム	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	
無機物質	9 シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	
	10 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	0.48	0.07～1.2	
	11 フッ素	0.8mg/l以下	0.12	0.08未満～0.36	
	12 四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	
	13 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	0.0004未満	0.0004未満	
	14 1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	
	15 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	
	17 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	
	18 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	0.0006未満	0.0006未満	
	19 トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	
消毒副生成物	20 ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	
	21 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002	0.001未満～0.012	
	22 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.010	0.001未満～0.030	
	23 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.005	0.001未満～0.013	
	24 プロモホルム	0.09mg/l以下	0.010	0.001未満～0.027	
	25 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.026	0.001未満～0.069	
農薬	26 1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	
	27 シマジン(CAT)	0.003mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	
	28 チウラム	0.006mg/l以下	0.0006未満	0.0006未満	
	29 チオベンカルブ	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	
色	30 亜鉛	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	
	31 鉄	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満～0.04	
	32 銅	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	
味覚色	33 ナトリウム	200mg/l以下	34	16～61	
	34 マンガン	0.05mg/l以下	0.001未満	0.001未満	
味覚	35 塩素イオン	200mg/l以下	50	22～190	
	36 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	71	38～110	
	37 蒸発残留物	500mg/l以下	170	80～330	
	38 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.05未満	0.05未満	
汚濁指標	39 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満	
	40 フェノール類	0.005mg/l以下	0.005未満	0.005未満	
	41 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/l以下	1.2	0.3未満～2.1	
	42 pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.0～7.9	
	43 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	
	44 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	
	45 色度	5度以下	1未満	1未満～1	
	46 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	

## 水道料金等の減免制度

対象は、「生活保護の受給家庭」と「65歳以上ひとり暮らしの方」で、料金(使用料)の減免額と減免期間は次のとおりです。

### 1.生活保護の受給家庭

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	全額
減免期間	申請後、決定された日以降の検針分から生活保護の受給期間中	

### 2.下に該当するひとり暮らしの方

ア 4月1日現在、65歳以上で、かつ市内に居住し住民登録をしている方  
 イ 一定の所得(老齢福祉年金支給限度額)未満の方

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	基本料金の半額
減免期間	申請後、決定された日以降の検針分から資格喪失日まで	

#### <ご注意>

「申請者氏名・住所」と「水道使用者氏名・使用場所」が異なるときは、減免が受けられませんのでご注意ください。  
 また、転居された場合も、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

## 水道料金の計算例新旧比較(検針期間・2か月)

※水道料金=(基本料金+従量料金)×1.05(1円未満は切捨て)

例1)口径25mm以下で2か月の使用量が40m<sup>3</sup>の場合

	現行	暫定 (H16.4.1～H17.3.31)	改定 (H17.4.1～)
●基本料金	20m <sup>3</sup> 以下 1,480円	10m <sup>3</sup> 以下 1,610円	10m <sup>3</sup> 以下 1,740円
●従量料金	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> 以下 110×20m <sup>3</sup> 2,200円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下 5×10m <sup>3</sup> 50円 20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> 以下 124×20m <sup>3</sup> 2,480円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下 10×10m <sup>3</sup> 100円 20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> 以下 139×20m <sup>3</sup> 2,780円
●合計	3,680円	4,140円	4,620円
総額(+消費税)	3,864円	4,347円	4,851円

例2)口径40mmで2か月の使用量が500m<sup>3</sup>の場合

	現行	暫定 (H16.4.1～H17.3.31)	改定 (H17.4.1～)
●基本料金	6,920円	7,530円	8,140円
●従量料金	40m <sup>3</sup> 以下 110×40m <sup>3</sup> 4,400円 40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> 以下 150×20m <sup>3</sup> 3,000円 60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下 200×40m <sup>3</sup> 8,000円 100m <sup>3</sup> を超える分 260×400m <sup>3</sup> 104,000円	40m <sup>3</sup> 以下 124×40m <sup>3</sup> 4,960円 40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> 以下 170×20m <sup>3</sup> 3,400円 60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下 227×40m <sup>3</sup> 9,080円 100m <sup>3</sup> を超える分 275×400m <sup>3</sup> 110,000円	40m <sup>3</sup> 以下 139×40m <sup>3</sup> 5,560円 40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> 以下 191×20m <sup>3</sup> 3,820円 60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下 254×40m <sup>3</sup> 10,160円 100m <sup>3</sup> を超える分 291×400m <sup>3</sup> 116,400円
●合計	126,320円	134,970円	144,080円
総額(+消費税)	132,636円	141,718円	151,284円

保存版

水道料金(暫定)・下水道使用料早見表(1戸2か月)

[期間:平成16年4月1日～平成17年3月31日] (早見表の料金は、消費税相当額が含まれています)

水道料金	一般用(口径25mm以下)
下水道使用料	処理区域:一般用

ご使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	ご使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)
0~10	1,690	1,522	60	7,917	6,352
11	1,695	1,522	61	8,155	6,531
12	1,701	1,522	62	8,393	6,709
13	1,706	1,522	63	8,632	6,888
14	1,711	1,522	64	8,870	7,066
15	1,716	1,522	65	9,108	7,245
16	1,722	1,522	66	9,347	7,423
17	1,727	1,522	67	9,585	7,602
18	1,732	1,522	68	9,823	7,780
19	1,737	1,522	69	10,062	7,959
20	1,743	1,522	70	10,300	8,137
21	1,873	1,627	71	10,538	8,316
22	2,003	1,732	72	10,777	8,494
23	2,133	1,837	73	11,015	8,673
24	2,263	1,942	74	11,253	8,851
25	2,394	2,047	75	11,492	9,030
26	2,524	2,152	76	11,730	9,208
27	2,654	2,257	77	11,968	9,387
28	2,784	2,362	78	12,207	9,565
29	2,914	2,467	79	12,445	9,744
30	3,045	2,572	80	12,684	9,922
31	3,175	2,677	81	12,922	10,101
32	3,305	2,782	82	13,160	10,279
33	3,435	2,887	83	13,399	10,458
34	3,565	2,992	84	13,637	10,636
35	3,696	3,097	85	13,875	10,815
36	3,826	3,202	86	14,114	10,993
37	3,956	3,307	87	14,352	11,172
38	4,086	3,412	88	14,590	11,350
39	4,216	3,517	89	14,829	11,529
40	4,347	3,622	90	15,067	11,707
41	4,525	3,759	91	15,305	11,886
42	4,704	3,895	92	15,544	12,064
43	4,882	4,032	93	15,782	12,243
44	5,061	4,168	94	16,020	12,421
45	5,239	4,305	95	16,259	12,600
46	5,418	4,441	96	16,497	12,788
47	5,596	4,578	97	16,735	12,957
48	5,775	4,714	98	16,974	13,135
49	5,953	4,851	99	17,212	13,314
50	6,132	4,987	100	17,451	13,492
51	6,310	5,124	110	20,338	15,645
52	6,489	5,260	120	23,226	17,797
53	6,667	5,397	130	26,113	19,950
54	6,846	5,533	140	29,001	22,102
55	7,024	5,670	150	31,888	24,255
56	7,203	5,806	200	46,326	35,017
57	7,381	5,943	300	75,201	60,217
58	7,560	6,079	400	104,076	85,417
59	7,738	6,216	500	132,951	114,292

水道料金(口径40mm以上)	口径別の基本料金+従量料金				
----------------	---------------	--	--	--	--

※実際の水道料金は(基本料金+従量料金)×1.05(1円未満切り捨て)で計算します。

口径	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金	7,906円	16,611円	30,838円	48,436円	102,837円

ご使用水量 (m <sup>3</sup> )	従量料金 (円)	ご使用水量 (m <sup>3</sup> )	従量料金 (円)	ご使用水量 (m <sup>3</sup> )	従量料金 (円)
0	基本料金のみ	40	5,208	80	13,545
1	130	41	5,386	81	13,783
2	260	42	5,565	82	14,021
3	390	43	5,743	83	14,260
4	520	44	5,922	84	14,498
5	651	45	6,100	85	14,736
6	781	46	6,279	86	14,975
7	911	47	6,457	87	15,213
8	1,041	48	6,636	88	15,451
9	1,171	49	6,814	89	15,690
10	1,302	50	6,993	90	15,928
11	1,432	51	7,171	91	16,166
12	1,562	52	7,350	92	16,405
13	1,692	53	7,528	93	16,643
14	1,822	54	7,707	94	16,881
15	1,953	55	7,885	95	17,120
16	2,083	56	8,064	96	17,358
17	2,213	57	8,242	97	17,596
18	2,343	58	8,421	98	17,835
19	2,473	59	8,599	99	18,073
20	2,604	60	8,778	100	18,312
21	2,734	61	9,016	110	21,199
22	2,864	62	9,254	120	24,087
23	2,994	63	9,493	130	26,974
24	3,124	64	9,731	140	29,862
25	3,255	65	9,969	150	32,749
26	3,385	66	10,208	160	35,637
27	3,515	67	10,446	170	38,524
28	3,645	68	10,684	180	41,412
29	3,775	69	10,923	190	44,299
30	3,906	70	11,161	200	47,187
31	4,036	71	11,399	250	61,624
32	4,166	72	11,638	300	76,062
33	4,296	73	11,876	400	104,937
34	4,426	74	12,114	500	133,812
35	4,557	75	12,353	600	162,687
36	4,687	76	12,591	800	220,437
37	4,817	77	12,829	1,000	278,187
38	4,947	78	13,068	2,000	566,937
39	5,077	79	13,306	3,000	855,687

下水道使用料は、左記の表の下水道使用料です。

下水道使用料は現行の額です。

水道部へのお問い合わせ・ご相談

**営業課**  
TEL.918-5065

- 水道の使用開始・中止
- 水道使用者の名義変更
- 水道料金
- 料金の減免 など

**工務課**  
TEL.918-5066

●水道本管の新設工事 など



**給水課**  
TEL.918-5067

- 水が出ないとき
- 水が濁っているとき
- 道路から水がもれているとき
- 水道工事に関すること
- 貯水槽の維持管理
- 指定給水装置工事事業者 など

**浄水課**  
TEL.918-5068

- 浄水場、配水場、取水場、貯水池
- 水道水の水質
- 浄水処理の方法 など

**総務課**  
TEL.918-5064

- 予算・決算
- 広報紙・ホームページ
- その他お問い合わせ・ご意見